広報みたか
MITAKA City Information

No.1491 | 平成25年 | 2013.1.20

毎月第1・第3日曜日発行
広報みたかはシルバー人材センターの会員がお届けしています。

発行：三鷹市
編集：秘書広報課
〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1

市役所代表電話
☎0422-45-1151㈹

ホームページ
http://www.city.mitaka.tokyo.jp/

携帯サイト
http://www.city.mitaka.tokyo.jp/i/

今号の紙面から

所得税確定申告で控除を受ける方へ……2面
井の頭公園駅、つつじヶ丘駅周辺「定期利用駐輪場」申込期間は2月8日㈮まで……3面
市からのお知らせ……11面から

市民税・都民税と所得税の申告はお早めに

市民税・都民税、所得税の申告期限は、3月15日㈮です。3月になると受付窓口が大変混雑しますので、申告が必要な方は早めの提出をお願いします。平成24年分の収入とそれに対する所得控除などの申告は、市民税・都民税の税額決定のほか、国民健康保険税・介護保険料などの算定や福祉関連手当などの判定、課税（非課税）証明書の交付にも必要になります。

また、平成24年分の申告から生命保険料控除の改組に伴い、生命保険料の支払金額を必ず記載する必要がありますのでご注意ください。

問 市民税課☎内線2342、武蔵野税務署☎0422-53-1311

市民税・都民税＆所得税早わかりチャート

スタート

- ●年末調整を受けていない給与収入がある（例：中途退職、アルバイト、年収2,000万円超の方など）。 □
- ●給与所得の年末調整は受けたが、それ以外の所得が20万円を超えている。 □
- ●給与所得の年末調整を受けたが、控除を受けていない控除（医療費控除など）があり、所得税の還付を受けられる。（※） □
- ●公的年金等の収入が400万円を超えている。 □
- ●公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円を超えている。 □
- ●公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得は20万円以下だが、医療費控除などの控除があり、所得税の還付を受けられる。（※） □
- ●土地・建物などの譲渡所得、生命保険料の満期返戻金などの一時所得があり、所得税を納める必要がある。 □
- ●事業所得や不動産所得などがあり所得税を納める必要がある、または予定納税・源泉徴収に係る税金の還付を受けられる。（※） □
- ●純損失または雑損失が生じ、その繰越控除などを受ける。 □

一つでもチェック☑が入った人は

※所得税は、所得金額・所得控除金額などの内容により計算した所得税額よりも、源泉徴収税額や予定納税額が多い場合に還付されます。還付が受けられるかどうかは税務署にご確認ください。

一つも当てはまらない人は

- ●給与収入のみで、所得控除などの内容を全て記載した「給与支払報告書」が勤務先から市に提出されている。 □
- ●公的年金等の収入のみで、所得控除などの内容を全て記載した「公的年金等支払報告書」が市に提出されている。 □
- ●市内に居住する人の税法上の扶養親族であり、前年中の合計所得が35万円以下である。 □

一つでもチェック☑が入った人は

申告は不要です

平成25年1月1日現在にお住まいの市区町村に申告してください。なお、所得がなく、①市外居住者の税法上の扶養親族の方、②誰の扶養親族にもなっていない方（仕送り、遺族年金などの非課税所得で暮らしていた方など）も申告が必要になりますので、ご注意ください。

税務署で所得税の確定申告をしましょう

申問 武蔵野税務署☎0422-53-1311

◆所得税等申告受付

日 2月18日㈪～3月15日㈮①受付＝午前8時30分から、②相談＝午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月24日と3月3日の日曜日は受付）

所 武蔵野税務署（武蔵野市吉祥寺本町3-27-1）

※申告書は同税務署で配布しています。また、国税庁ホームページ HP http://www.nta.go.jp/からダウンロードすることもできます。駐車場は使用できないため、車での来署はご遠慮ください。

◆税理士による小規模納税者などのための無料申告相談

日 2月6日㈬～8日㈮①受付=午前9時30分～11時、午後1時～3時、②相談=午前9時30分～正午、午後1時～4時　所 市役所第二庁舎4階会議室

郵送による市民税・都民税の申告、インターネットによる確定申告（e-Tax）については、2面をご覧ください。

三鷹市に市民税・都民税の申告をしましょう

申問 市民税課☎内線2342

◆市民税・都民税申告受付専用会場

日 2月18日㈪～3月15日㈮午前9時～午後4時30分（土・日曜日、祝日を除く）

所 市役所第二庁舎4階会議室

※上記会場の開設時間内に来られない方に限り、市民税課（市役所2階27番窓口）で午前8時30分～9時と午後4時30分～5時の間、市政窓口で午前8時30分～午後5時の間、申告を受け付けます（いずれも土・日曜日、祝日を除く）。

物 ①平成25年度市民税・都民税申告書、②平成24年中の収入を確認できる書類（源泉徴収票・支払調書など）、③平成24年中に支払った金額を確認できる保険料の控除証明書、医療費・雑損・寄附金などの領収書など

※申告書は2月8日㈮から市民税課、市政窓口で配付しています。前年に市民税・都民税の申告書を提出した方には、市から2月8日㈮に郵送します。

◇上記会場開設期間中に、税理士による所得税の確定申告無料相談を行います。くわしくは2面をご覧ください。

市長コラム

新成人を含む青年たちが参画する市政を

三鷹市長　清原慶子

三鷹市では1月13日の日曜日に、穏やかな日和の下、三鷹市立第一中学校の校庭で「三鷹市消防団出初式」を行い、改めて防火防災の取り組みを強化し、今年も安全安心のまちづくりを推進していくことを決意しました。

そして、翌14日の「成人の日」には、三鷹市、三鷹市教育委員会、そして三鷹市選挙管理委員会の主催で、三鷹市芸術文化センターを会場に「三鷹市成人を祝福するつどい」を開催しました。

「成人を祝福するつどい」の企画については、成人を迎えられた当事者の皆様を中心に、青少年委員の協力により30名以上のメンバーによる実行委員で行っているのが三鷹市の特徴です。今年も、案内状のデザインや題字、式典の司会や進行は実行委員会のメンバーが行いました。当日は、午前中からかなりの雪が降る天候となりましたが、振袖の女性や羽織はかま姿の男性を含む、約850名の新成人が参加しました。主催者を代表して私からの「はげましの言葉」、来賓を代表しての市議会議長の「お祝いの言葉」の後、抽選会が行われましたが、景品は三鷹にゆかりの太宰治の文学全集、三鷹産の野菜や三鷹の森ジブリ美術館のグッズなどで、実行委員会のメンバーの「三鷹愛」が反映されていました。最後は全員で「翼をください」を合唱しました。

人生90年、100年時代を迎えている今、20歳を迎えた若々しい青年たちの活力、笑顔、そして未来への希望は、三鷹市をより一層元気にします。20歳になりますと、選挙の有権者として投票をすることができます。また、市では若い人も、審議会の委員を務めたり、児童館等でボランティアをしたり、無作為抽出の市民による「まちづくりディスカッション」で討議するなど、多様な場面での市政への参画が増えつつあります。

これからも、新成人の皆様を含め、若い市民の皆様がより一層、三鷹市政やまちづくりに参加できますよう、積極的な取り組みを進めていきたいと、強く思います。

実行委員のみなさんとご一緒に

三鷹市長メールマガジン

市長のメッセージ、活動記録、部課長コラム、新着情報などをお届けします。登録は、市ホームページまたは携帯サイトからどうぞ。